

## 平成 26 年度地域型住宅ブランド化事業既採択グループへのご案内

平成 27 年 1 月 9 日に国土交通省より「地域型住宅ブランド化事業の拡充」についての案内があり、同日に評価事務局より「平成 26 年度地域型住宅ブランド化事業の第 2 回進捗状況調査について」が平成 26 年度既採択グループ事務局に発信されています。

この件に関して、対象となる住宅・建築物や着工可能時期等の留意事項がありますのでご案内いたします。

なお、標記事業の拡充事項につきましては、平成 26 年度補正予算成立を前提とするものであり、変更となる場合があります。この場合は、以下のご案内の内容が変更となることがありますのでご注意ください。

### 1 平成 26 年度地域型住宅ブランド化事業の拡充事項、変更事項について

- (1) 1 工務店あたりの上限を 5 戸から 10 戸（特定被災区域は 10 戸から 20 戸）に拡充。
- (2) 「地域資源活用型」の加算について再開。
- (3) 地域性に配慮した木造の認定低炭素建築物など一定の良質な建築物について補助対象とする。

注：二重下線が拡充事項

### 2 事業の拡充に伴う平成 26 年度既採択グループの手続き等について

- (1) 「1」の拡充に伴い、新規グループの追加募集が平成 27 年 1 月 20 日から開始しますが、平成 26 年度既採択グループは再応募する必要はありません。
- (2) 「1 (1)」の上限戸数拡充に伴い、グループの配分額の増額を希望する場合は、「第 2 回進捗状況調査」により平成 26 年度補正予算成立を前提に希望戸数を回答してください。※
- (3) 「1 (2)」の「地域資源活用型」の加算（主要構造材（柱・梁・桁・土台）の過半に地域材を使用する場合、地域材使用による掛かり増し費用相当額の補助の加算。補助の上限に 20 万円を加算のこと。以下「地域材加算」という。）の再開に伴い、地域材加算を希望する場合は、「第 2 回進捗状況調査」により地域材加算希望戸数を回答してください。再配分時に予算の範囲内で地域材加算の実施枠が配分されます。※
- (4) 「1 (3)」の一定の良質な建築物を取り組むグループは別途計画変更申請（木造建築物の追加）により対応できます。希望するグループは、建築物用の共通ルール等の作成、建築物を扱う予定の中小住宅生産者や地域材を扱う新たな事業者は構成員として追加登録を計画変更申請（木造建築物の追加）により行ってください。

なお、平成 27 年 2 月 23 日からの第 3 回計画変更においても、建築物を扱う予定の中小住宅生産者等の構成員の追加を行うことができます。

手続きの詳細は地域型住宅ブランド化事業評価事務局のホームページを参照ください。

※「第2回進捗状況調査」の詳細については、1月9日に評価事務局からグループ事務局に発信された「平成26年度地域型住宅ブランド化事業の第2回進捗状況調査について」をご確認ください。

### 3 対象となる住宅・建築物の着工可能時期、交付申請について

(1)「1 (1)」の上限戸数拡充の対象となる一事業者当たり5戸（特定被災区域は10戸）を超える住宅は、グループに対して割り当てられた戸数（配分額）以内で国土交通省からの配分額変更通知発出日（2月上旬を予定）以降に着工する住宅が対象となります。

拡充の対象となる住宅の交付申請は、平成26年度補正予算の成立日以降の受付期間から対応予定です。交付申請が可能となる時期については平成26年度補正予算の成立日以降にご案内します。

- ・6戸目（特定被災区域は11戸目）からの住宅の着工は、配分額変更通知発出日以降
- ・交付申請は補正予算成立後の受付期間で対応

(2)「1 (2)」の地域材加算の再開により地域材加算の対象になる住宅は、次の①から④の全てを満たした住宅となります。

①平成27年1月9日以降に着工していること。

なお、「第2回進捗状況調査」に基づき配分戸数（配分額）が増えた戸数に対する住宅は、国土交通省からの配分額変更に関する通知発出日以降に着工していること。

② 主要構造材（柱・梁・桁・土台）の過半に地域材を使用していること。

③ 平成26年11月19日付けでグループに対して割り当てられた戸数（配分額）（「第2回進捗状況調査」に基づき配分額が変更となった場合は変更後の戸数（配分額））以内で着工していること。

④ 「第2回進捗状況調査」に基づく再配分の地域材加算の実施枠内であること。

すなわち、地域材加算の対象となる住宅は、平成27年1月9日以降に着工する全ての住宅が対象になるものではなく、「第2回進捗状況調査」に基づき再配分される地域材加算の実施枠が上限となります。地域材加算の対象となる住宅はグループで決めていただきます。

なお、都道府県が実施する補助事業等により、地域材使用に充当する他の補助金を受給する場合は、地域材加算を受けることができませんのでご注意ください。

地域材加算の対象となる住宅の交付申請は、「第2回進捗状況調査」に基づ

く再配分通知日以降の受付期間から対応予定です。地域材加算の実施枠内で交付申請を行ってください。交付申請が可能となる時期については改めてご案内します。

なお、第6期交付申請（1月26日から1月30日）では、地域材加算の交付申請は行えませんのでご注意ください。

- ・ 2月上旬の再配分で地域材加算の実施枠が配分
- ・ 地域材加算の要件を満たす場合は、地域材加算の実施枠内で交付申請が可能
- ・ 平成27年1月9日以降に実施枠内で着工した住宅が交付申請の対象
- ・ 交付申請は、再配分後の受付期間で対応（第6期は100万円までの申請のみ）

- (3) 既に交付決定済の住宅（交付申請中で交付決定前の住宅は交付決定後）で、(2)の要件を満たした地域材加算を希望する住宅は、グループの地域材加算の実施枠の中で、交付決定の変更手続きを行うことにより、地域材加算を受けることができます。変更の交付申請の時期、様式等については改めてご案内します。変更を希望する場合は、受付開始後に速やかに手続きを行ってください。

- ・ 交付決定済みの住宅で地域材加算の要件を満たす場合は、地域材加算の実施枠内で変更の交付申請が可能

- (4) 「1 (3)」の一定の良質な建築物は、「2 (4)」の計画変更の手続きに基づき、計画変更承認通知日以降に着工した建築物（非住宅）が対象となります。

建築物の交付申請は、予算の範囲内で先着順に交付申請の受け付けを行い、予算の上限に達した時点で交付申請の受け付けを終了します。受付開始は、平成26年度補正予算の成立日以降の支援室で公表した日からといたします。交付申請が可能となる時期については平成26年度補正予算の成立日以降にご案内します。

- ・ 建築物の着工は、計画変更（木造建築物の追加）の変更承認通知日以降
- ・ 交付申請は、予算の範囲内で先着順に受付

#### 4 交付申請手続きマニュアル及び交付申請、実績報告の様式について

- (1) 「1 (2)」の地域材加算の再開に伴い、交付申請手続きマニュアルを改正し、交付申請、実績報告の様式を変更する予定です。(2月上旬改正予定)「第2回進捗状況調査」に基づく再配分の時期を目安に実施支援室のホームページで公表します。

また、平成26年度の当初予算の実施枠で交付申請等を行っていただく場合と、補正予算の実施枠で交付申請等を行っていただく場合とで様式が異なります。実施枠ごとの配分額については、配分通知に明記する予定です。

交付申請等を行う際は様式を間違えないようご注意ください。

- (2)「1 (3)」の建築物用の交付申請手続きマニュアル、交付申請、実績報告の様式は新たに制定する予定です。(2月上旬改正予定)平成26年度補正予算の成立日以降に実施支援室のホームページで公表予定です。

## 5 お問い合わせ先

補助金交付申請等の手続きに関するお問い合わせ先は次の通りとなります。

地域型住宅ブランド化事業実施支援室

TEL：0570-050-792

受付：月～金曜日（祝日、年末年始を除く）9：30～17：00

なお、「第2回進捗状況調査」や「一定の良質な建築物の取り組みを希望するグループの追加手続き」に関するお問い合わせ先は、地域型住宅ブランド化事業評価事務局（03-3560-2886）までお願いします。

### <参考>

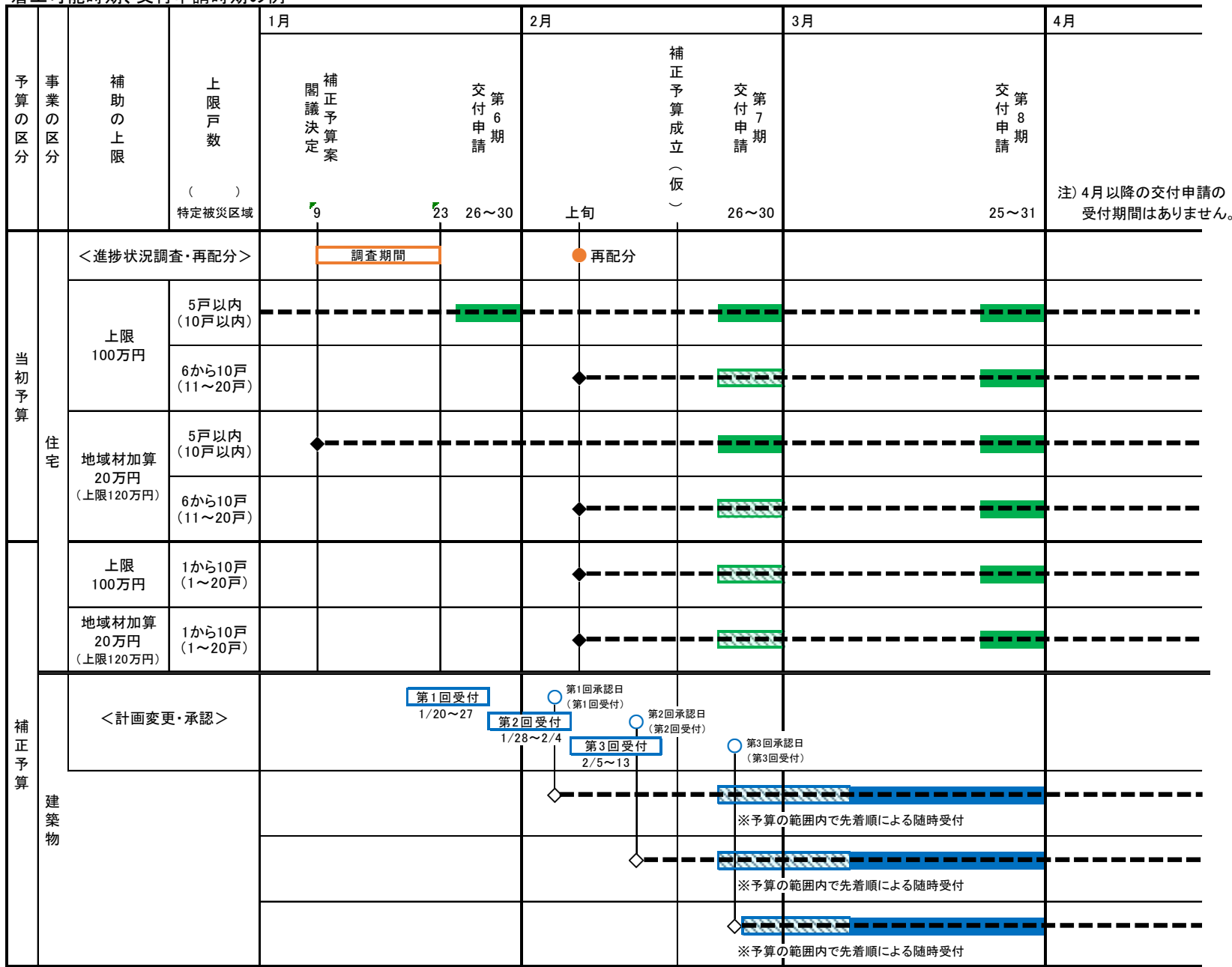
#### 事業の拡充に伴う新規グループの手続き等について

- (1) 上記「1」に伴い、新規グループの公募が1月20日（火）に開始されました。
- (2) 2月中旬～下旬に採択される予定です。
- (3) 採択通知の配分内で、採択通知日以降に着工した住宅・建築物が対象となります。

地域型住宅ブランド化事業実施支援室

150120

着工可能時期、交付申請時期の例



- 着工可能時期
- ◆ 着工可能開始時点(住宅)
- ◇ 着工可能開始時点(建築物)
- 交付申請受付時期
- 交付申請受付時期(予定)(補正予算成立時期(仮)が遅れた場合は受付期間が変更になる場合があります)